

第1回 半田市墓地管理計画策定委員会 次第

日 時 令和2年7月16日(木)

午後2時00分～

場 所 半田市役所 会議室301

1. 半田市長あいさつ
2. 委嘱状の交付
3. 委員長及び副委員長の選任
4. 議題
 - (1) 半田市墓地管理計画策定委員会について
(趣旨、所掌事項、計画策定スケジュール)
 - (2) 半田市墓地管理計画(素案)について
5. その他
 - (1) 第2回策定委員会の開催日程について
 - (2) 現地視察について

墓地管理計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	ふりがな	肩書等	所属等
1	竹内 康博	たけうち やすひろ	名誉教授	愛媛大学
2	田中 淳子	たなか あつこ	教授	愛知学院大学法務支援センター
3	西川 覚山	にしかわ かくざん	会長	半田市仏教会
4	横山 良樹	よこやま よしき	牧師	日本基督教団 半田教会
5	澤田 康夫	さわだ やすお	民生委員	半田市民生委員児童委員協議会
6	角谷 重則	すみや しげのり	民生委員	半田市民生委員児童委員協議会
7	山本 守廣	やまもと もりひろ	副会長	板山連合長寿会
8	藏谷 善次郎	くらや ぜんじろう	元理事	半田市区長連絡協議会

半田市墓地管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市営墓地をより快適な施設として整備し、適正に維持管理するための基本方針を定めた「半田市墓地管理計画」(以下「計画」という。)を策定するため、半田市墓地管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市営墓地の整備及び維持管理に関する事項について検討を行い、検討結果を踏まえて、計画の案を策定し、市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1)学識経験者
- (2)宗教関係者
- (3)市営墓地使用者
- (4)墓地等経営許可に関する行政機関職員
- (5)市民代表

2 委員の定数は、10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項の委員の中から互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名した者をもって充て、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。